

プロに聞く
経営相談室



2026年度税制改正大綱 ポイント解説

自由民主党・日本維新の会による新たな連立の枠組みの下、2025年12月19日に2026年度の税制改正大綱が公表され、12月26日に閣議決定されました。主な内容について解説します。

I 個人所得課税

1 基礎控除の引き上げ

①基礎控除について、2026年分より合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が現行の58万円から62万円に引き上げられます。

②基礎控除等の特例として、各年分について以下の金額が加算されます。

年分	合計所得金額	加算額（現行）	加算額（改正後）
2026年分及び2027年分	489万円以下	10万～37万円	42万円
	489万円超655万円以下	5万円	5万円

出典：財務省「令和8年度税制改正の大綱」を基に作成

2 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

①給与所得控除の最低保障額が、2026年分より現行の65万円から69万円に引き上げられます。

②給与所得控除最低保障額の特例として2026年分及び2027年分について5万円が加算されます。

上記1と2の改正により

2026年分及び2027年分については「年収の壁」を178万円に引き上げることとなります。

II 法人課税

以降は会員専用ページにて公開しております。

1 特別な機械装置投資促進制度

産業競争力強化法等の一部の規定を前提に（国土・経済産業大臣）から確認を受けた投資計画に基づき、一定規模以上の機械装置や建物などを取得した場合に、即時償却または税額控除（最大7%）のいずれかを選択適用できる制度です。要件のハーフドロップオフ法など、対象となる広い資産が対象となり、税務上大きな影響力が見込めます。

[ご入会はこちらから](#)

（入力は数分で終わります）

会員登録をされた方のみでご登録いただけます。会員登録がまだの方は、まずは会員登録を行ってください。

[会員の方はこちらから](#)